

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)
(当分の翌日)

◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定
解除予定の保安林

目 次

土地の用途廃止

道路の区域の変更

◆ 教委規則
鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第五百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十六年 六月八日	永井整形外科医院	米子市上後藤 一・二・四の三	整形外科、外科、 皮膚科	永井睦悌
昭和四十六年 六月十二日	祝 部 医 院	気高郡気高町 大字浜村一の 二	外科、整形外科、 呼吸器科、循環器科、 胃腸科、皮膚科、 こころ科	祝部紀穂

鳥取県告示第五百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字下屋山無番地（国有林）字狸岩一三七六の一から一三七六の一まで（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字新屋字土屋山一八六五ノ一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字中字山王谷無番地（国有林）（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川無番地（国有林）（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月二十六日から用途
廃止した。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
鳥取市桂見字村土居七六二ノ二番地先から 七六八番地先まで		四七・〇四	道路敷

鳥取県告示第五百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月二十六日から用途
廃止した。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
八頭郡郡家町大字福本字落岩西分一六番地先		二九・九五	水路敷

鳥取県告示第五百六十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年六月二十六日から用途
廃止した。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

(面
平方メートル)

用途

米子市旗ヶ崎字不明山跡六二六ノ六番地先	三三・六二	畑
---------------------	-------	---

鳥取県告示第五百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す
る。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課及び鳥取県米子土木出張所におい
て一般の縦覧に供する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 メートル	変更後 敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	彦名境港線	米子市大篠津町垣ノ内二 二一〇の一の先から 境港市佐斐神町字垣ノ内 一三六二の先まで	八・〇 九・〇	一五・〇 二〇・〇	九二・〇 九二・〇

鳥取県告示第五百七十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第四条第一項の規定に
基づき、鳥取市面影団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第
九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

昭和四十六年七月二日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市大杵の一部

〃 東今在家の一部

四 土地区画整理事業の名称

鳥取市面影団地土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十六年六月二十五日

七 施行者の住所

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地

八 事業年度

昭和四十六年度

九 公告の方法

鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年七月二日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会表彰規程（昭和二十四年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 県教育委員会事務局の職員並びに県立学校教職員及び県費負担教職員で特に著しい功績があり一般の模範と認められるもの

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】